

障害福祉サービス重要事項

事業所	名称	ふるまい訪問介護								
	所在地	見附市 新幸町7-11								
	連絡先	電話:0258-86-8009 FAX:0258-66-8845								
	介護保険事業所番号	1511100123								
営業日		年中無休								
営業時間		午前8時15分時から午後17時30分まで								
サービス提供時間		午前6時から午後10時まで								
サービス提供者		訪問介護員(介護福祉士・初任者研修修了者)								
サービス内容		居宅介護・重度訪問介護・地域生活支援事業								
個人負担分料金	法定代理受給	身体介護	30分未満	1時間未満	1時間30分未満	2時間未満	2時間30分未満	以後30分ごと		
			256	404	587	669	754	83		
		家事援助	30分未満	45分未満	1時間未満	1時間15分未満	1時間30分未満	以後15分ごと		
			106	153	197	239	275	36		
		通院介助等	30分未満	1時間未満	1時間30分未満	1時間30分以上				
		<small>(身体介護を伴わない)</small>	106	153	197	30分ごとに68単位加算				
		重度訪問介護	1時間未満	1時間30分未満	2時間未満	2時間30分未満	3時間未満	3時間30分未満		
			214	319	425	531	637	742		
			4時間未満							
			848							
	所要時間4時間以上8時間未満の場合				所要時間4時間から計算して30分増すごとに93単位を加算した単位数					
	所要時間8時間以上12時間未満の場合				所要時間8時間から計算して30分増すごとに98単位を加算した単位数					
	所要時間12時間以上16時間未満の場合				所要時間12時間から計算して30分増すごとに93単位を加算した単位数					
	所要時間16時間以上20時間未満の場合				所要時間16時間から計算して30分増すごとに99単位を加算した単位数					
	所要時間20時間以上24時間未満の場合				所要時間20時間から計算して30分増すごとに92単位を加算した単位数					
	共生型訪問介護									
	※6時～8時及び、18時～22時のサービス提供については25%増しです。									
初回加算	新規のご利用者に、初回訪問と同月内にサービス提供責任者が訪問介護を行うか、他の訪問介護員に同行訪問する場合						200			
緊急時訪問介護加算	ご利用者やその家族からの依頼により、ケアマネージャーが必要と認めた時、サービス提供責任者または訪問介護員が、サービス計画にない訪問介護(身体介護)を提供した場合						100			
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)			居宅介護			所定単位数に34.7%乗じた単位				
			重度訪問介護			所定単位数に27.3%乗じた単位				
生活サポート事業	家事援助	30分	1時間	1.5時間	以後30分ごとに70単位追加					
		106	197	275						
	移動支援・見守り等	30分	1時間	1.5時間	以後30分ごとに70単位追加					
		106	197	275						
	身体介護あり	30分	1時間	1.5時間	2時間	2.5時間	3時間	以後30分ごとに83単位追加		
256		404	587	669	754	837				
法定代理受給以外		介護報酬として告示された額								
給付限度額以上の個人負担分		介護報酬として告示された額の10割負担								
事故発生時の対応		サービス提供により事故が発生した時は、速やかに利用者の家族、市などに連絡を行うとともに、必要な措置を行う。								
事業実施区域		見附市								
人員	管理者	山田 陽子								
	サービス提供責任者	山田陽子								
	苦情受付担当者	山田 陽子								
	苦情受付責任者	樋口 泰之								
苦情解決第三者委員		布川 公子(62)2626 野本 秀雄(63)0058								